

「恵庭市国際化の指針【改訂版】」(案)について

1 【改訂版】策定の目的

「恵庭市国際化の指針」(平成 18 年 12 月策定)は、策定当時、大学の開校等に伴い留学生・研修生が恵庭市に住む機会が増えたこと、さらに中国・貴陽市、ニュージーランド・ティマル市との市民交流が活発になり、市民や国際交流団体による国際交流の取組みが活性化していたことを背景に、国際化推進に向けた基本的な考え方を示すものとして策定。

今回、10 年とされていた推進期間が終了したこと、さらに在住外国人数や外国人観光客数の増加、市内各国際交流活動団体の状況等を踏まえ、今後の恵庭市における国際化を見据えた改訂版を策定し、引き続き国際化の推進を図っていくもの。

2 【改訂版】策定の視点

平成 18 年の策定当時と比較し、国際的な社会情勢は変化しているものの、指針で示された国際化の取組みの基本的な考え方については、時が変遷しても大きく変わっていない。そのため、「改訂版」策定にあたっては、主に下記の内容について修正・追記をして改訂版とする。

- 10 年とされていた推進期間を「推進期間を定めず、国際化の進展、その他様々な変化が生じた場合、適宜見直す」に改訂。
- 「恵庭市の国際化の現状と課題」を最新情報に更新するとともに、今まで掲載のなかった外国人観光客数について新規に掲載。
- 「国際化推進の基本的な考え方」の記載方法について、「国際化への取組みの内容種別」に組み替えをし、さらに今まで記載のなかった「観光・産業」の項目を追記。

3 【改訂版】(案)について

市内国際交流関係団体等及び庁内にて、改訂版(素案)を示し意見照会。意見等の取扱い方針等について恵庭市国際化推進庁内連携協議会にて図り(案)を作成。

4 今後のスケジュール

12月中旬～1月中旬	パブリックコメントの実施
1月中旬～1月下旬	恵庭市国際化推進庁内連絡協議会にて改訂版の策定
2月	市内周知、議会報告、庁内周知

改訂版における「国際化推進の基本的な考え方」骨子

【目指す姿】

誰もが暮らしやすい
多文化共生のまちづくり



- ①外国人住民との交流促進
- ②生活情報の多言語化推進
- ③外国人住民に対する相談体制の整備

豊かな国際感覚を育む
人づくり



- ①外国語学習機会の充実
- ②小中学校における国際理解教育の推進
- ③国際社会で活躍できる人材の育成

海外都市・人との交流
から広がる国際化



- ①市民の国際的視野を広める
- ②団体と市との協働による交流の推進
- ③留学生・ホームステイの受け入れ

観光・産業を通じて
世界に魅力発信



- ①外国人観光客誘客促進
- ②観光パンフレット等の多言語化推進
- ③海外投資等誘致の推進

【主な取り組み】

異文化交流会の開催
生活情報の多言語化、ボランティアの育成、日本語習得の支援
多言語対応可能者の連絡体制の整備、外国人傷病者発生に伴う多言語対応

外国語講座、国際理解講座、青少年国際交流派遣事業
ALTの配置、イングリッシュキャンプの開催、子どもひろば事業での異文化理解イベント
国際理解のセミナー・ワークショップの開催

姉妹都市・友好交流都市との人的交流、留学生・ホームステイの受け入れ等
図書館、博物館交流の推進
姉妹都市・友好交流都市との行政交流、姉妹都市・友好都市の紹介イベントの促進、大使館・領事館を活用した事業等の推進

外国人観光客への対応マニュアルや会話ツール等の活用促進、販路拡大
外国人観光客の視点にたった魅力発信パンフレットや案内版等の充実推進
北海道と連携した台湾セミナー等による海外向けPR活動の推進

恵庭市国際化の推進

「恵庭市国際化の取り組み状況報告」の作成（策定後、市の国際交流担当課で定期的に作成・配布し、国際化についての現状把握と情報共有を進める）

1 報告書作成手順

- ① 各団体、市内に各事業の実施報告依頼。（指定様式に記載を依頼し簡易に報告できるようにする）(3月)
- ② 在住外国人数、石狩管内観光光入込客数等の最新情報の収集。(3月)
- ③ 上記①②をとりまとめ報告書(案)を作成。(4月)
- ④ 各団体、市内に報告書(案)の校正依頼。(5月上旬)
- ⑤ 完成した報告書を各団体に配布。(5月中旬)

2 掲載内容(A4サイズで10ページ程度を予定)

- ▶ 各団体の活動報告 ～ 写真数枚と事業名、一言コメントのみ掲載(4ページ)
- ▶ 市で実施した各事業等の報告 ～ 写真数枚(OR画像)とコメント(3ページ)
- ▶ 在住外国人数、石狩管内観光客数等の最新情報(2ページ)
- ▶ 年度の国際交流に関するイベントの予定一覧(1ページ)
- ▶ 実施事業、統計的な国際化の現状に基づき、今後整備が必要となる取り組み等のコメントを掲載。

恵庭市国際化の指針

【改訂版】（案）

平成29年 月

目次

1. 「恵庭市国際化の指針」策定の趣旨	1
(1) 国際化指針の背景と目的	1
(2) 国際化指針の位置付け	2
(3) 「改訂版」策定の視点	2
2. 恵庭市の国際化の現状と課題	3
(1) 地域における国際化の取り組みと国際交流活動	3
(2) 海外との交流	4
(3) 外国人住民の増加とその対応	5
(4) 訪日外国人旅行者来道者数の増加と国際展開による経済振興	6
3. 国際化推進の基本的な考え方	7
目指す姿 1：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	9
⇒重点目標 ① 地域における外国人住民との交流促進	9
⇒重点目標 ② 生活情報の多言語化推進	9
⇒重点目標 ③ 外国人住民に対する相談体制の整備	9
目指す姿 2：豊かな国際感覚を育む人づくり	10
⇒重点目標 ① 外国語学習機会の充実	10
⇒重点目標 ② 小中学校における国際理解教育の推進	10
⇒重点目標 ③ 国際社会で活躍できる人材の育成	10
目指す姿 3：海外都市・人との交流から広がる国際化	11
⇒重点目標 ① 市民の国際的視野を広める	11
⇒重点目標 ② 団体と市との協働による交流の推進	11
⇒重点目標 ③ 海外都市を通じて広げる世界との交流	11
目指す姿 4：観光・産業を通じて世界に魅力を発信	12
⇒重点目標 ① 外国人観光客誘客促進	12
⇒重点目標 ② 外国人観光客受け入れ体制の整備	12
⇒重点目標 ③ 海外投資等誘致の推進	12

1.「恵庭市国際化の指針」策定の趣旨

(1)国際化指針の背景と目的

「恵庭市国際化の指針」は、「近年の情報通信技術の進展・普及、経済はもとより人や物の交流がグローバル化している。来道する外国人も年々増加し、恵庭市にも国際化が押し寄せている」として、地域の国際化推進に向けた基本的な考え方と取り組みの方向性を示すため、平成18年(2006)に策定されました。

その取り組みのベースにあるのが、旧自治省が策定した「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」(旧自治省:昭和62年3月)、「国際交流のまちづくりのための指針」(旧自治省:昭和63年7月)です。指針では、「国際交流の推進に関しては、当面は地方公共団体が先導的機能を果たすべきであるが、将来的には地域住民、民間団体、学術研究機関、企業の民間部門主導型を目指すべき。民間の担い手を支援・助成し、ボランティアを育成することが肝要」など地方自治体が国際交流を進めるための考え方が示されました。

さらに、平成18年(2006)には外国人住民を生活者・地域住民として認識した上で、地域において必要とされる具体的な取り組みを後押しする「地域における多文化共生¹推進プラン」(総務省:平成18年3月)を策定し、国としても「外国人を一時滞在者としてのみならず、地域に暮らす生活者、地域住民として認識し、国籍や民族など異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくり」を推し進めていくこととなりました。

また、北海道においては、平成18年(2006)及び平成23年(2011)に「北海道国際化推進指針」を定め、道内市町村や民間交流団体、業界団体や企業などと連携・協働のもとに国際化を推進することを目指しています。

平成24年(2012)には、外国人登録制度が廃止され、外国人も住民基本台帳の適用対象になりました。単に外国人を受け入れるという意味ではなく、地域のまちづくりやコミュニティの形成など、外国人住民が主体的に参加し、それぞれが地域の一員としてその能力を十分に生かせる環境づくりが求められています。

「恵庭市国際化の指針」は、恵庭の市民一人ひとりが国籍や文化的背景に関係なく、多様な価値観を理解しようとする意識をもち、市民、民間団体、行政との協働により国際社会と繋がる恵庭のまちづくりを総合的に推進していくための基本目標や取り組みの方向性を示すものです。

¹「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

(2)国際化指針の位置付け

「恵庭市国際化の指針」を策定するに至った経緯としては、第3期恵庭市総合計画における分野別計画として、国際感覚を持った市民育成を目的に、国際交流担当部門設置や海外諸都市との友好・親善交流を位置づけ、交流の基盤づくりや条件整備など、現在の国際化の取組みの基盤となる施策が示され、その後、第4期恵庭市総合計画では「国際交流・姉妹都市交流の推進」を掲げて、一層幅広い視点から地域の国際化に取り組んできました。

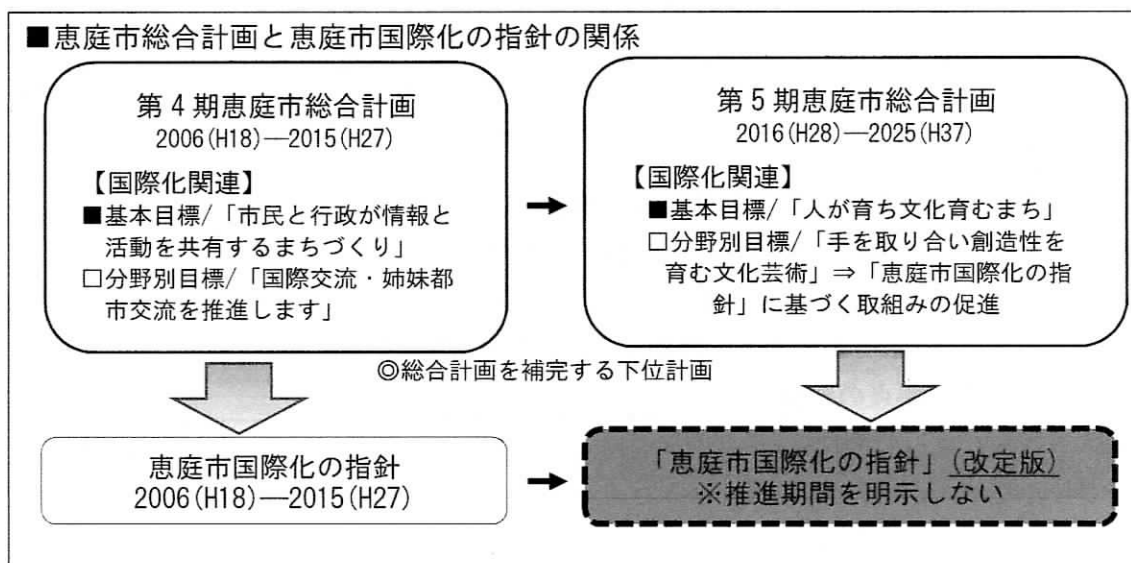
こうした中、人や物のグローバル化が進展し、本市においても、市民や国際交流団体による取組みが活性化し、特に、中国・貴陽市、ニュージーランド・ティマル市との市民交流が活発に進んだことから、平成18年(2006)12月に本市の国際化の現状と課題分析を踏まえた「恵庭市国際化の指針(H18年度～H27年度)」を策定しました。

平成27年12月策定の第5期恵庭市総合計画(H28～H37)では、基本目標「人が育ち文化育むまち」の施策のひとつとして国際交流が掲げられました。指針の推進期間が平成27年度で終了するため、以下の視点を持って一部内容に修正を加えた上で「改訂版」を策定します。

(3)「改訂版」策定の視点

平成18年(2006)12月の策定当時と比較し、国際的な社会情勢は変化しているものの、先の指針で示された国際化の取組みの基本的な考え方は、時が変遷しても大きく変わりません。

今回の指針の「改訂版」策定にあたって、「恵庭市の国際化の現状と課題」を最新情報に修正、指針の柱となる「国際化推進の基本的な考え方」については、「目指す姿」として時点修正を主眼とした見直しを行い「改訂版」とします。また、今回より推進期間を定めず、国際化の進展、その他様々な情勢の変化が生じた場合に適時見直すこととします。



2. 恵庭市の国際化の現状と課題

(1) 地域における国際化の取り組みと国際交流活動

恵庭市における国際化は、「恵庭市国際化の指針」が策定された平成18年(2006)以降も、市民の国際交流活動団体などを中心に取り組み、海外都市との交流については、中国・貴陽市、さらには、ニュージーランド・ティマル市と教育、文化、経済などの様々な分野における交流を進めてきています。

加えて、地域における横断的な国際化の取り組みとして、平成16年(2004)3月には、地域の国際理解と市民団体相互の情報交換を深めることを目的に「恵庭国際交流市民の会」(加盟18団体)が設立され、国際化に向けた機運の高まりが見られたところですが、様々な事情から活動が休眠状態となり現在に至っています。しかし、引き続き個々の団体においては、それぞれの特徴を活かした多様な活動を展開しており、ここに多くの市民の参加を得て事業が実施され、活動の輪が広がっています。

一方、本市の外国籍住民数は大きな増減が見られないものの、ビジネスや観光による交流人口は増加する傾向にあり、着実に国際化は進展してきています。こうした社会情勢のもと、市民の国際感覚のさらなる涵養、異文化に触れる機会を創出するとともに、国際的な視野を持った人材育成などの取り組みが行政に必要となってきました。

今後は、市民や国際交流団体もっている経験やノウハウと行政のコーディネート機能など、お互いの利点を生かした役割分担をしながら、市全体として国際化の取り組みが求められています。

【課題】

- 市民の異文化理解の促進と国際感覚の醸成
- 市民・国際交流団体の連携強化と情報の共有化
- 行政のコーディネート機能の強化
- ボランティア(ホームステイ・通訳など)のネットワーク化
- 国際化の推進拠点の整備

(2)海外との交流

本市の海外との交流は、これまでも市民による国際交流活動団体、商工会議所などが中心となり積極的に行われています。

中国・貴陽市とは、昭和 56 年(1981)に市民による交流がきっかけに始まり、昭和 62 年(1987)には全市的な推進組織である「日中友好恵庭市民協会」、平成 9 年(1997)に市民組織「恵庭日中友好協会」が設立され、以来、関係者による相互訪問など交流が続いております。平成 25 年(2013)7 月に「日中友好恵庭市民協会」は休眠となりましたが、「恵庭日中友好協会」が中心となり、交流がすすめられています。

ニュージーランド・ティマル市との交流は、平成 13 年(2001)に恵庭商工会議所が設立 10 周年事業として、ティマル市を海外との産業交流先として選んだことから交流が深まりました。平成 15 年(2003)2 月には、両市商工会議所による国際友好商工会議所を締結。さらに、同年 3 月には「恵庭ニュージーランド協会」の設立。平成 18 年(2006)6 月には、道と川の駅「花ロードえにわ」にティマルショップを出店するなど活動が一層高まり、平成 20 年(2008)2 月には、ティマル市において姉妹都市提携の調印が行われました。また同年 6 月、恵庭市においてティマル市長を迎え「姉妹都市締結調印セレモニー」が実施されました。

平成 26 年(2014)6 月にティマル市長や行政、経済関係者による恵庭市訪問団が「花とくらし展」などを視察。また、同年 7 月には、過去に大地震を体験した経験から両市の災害発生時の協力関係を促進させることを目的に、恵庭市にティマル市長を迎えて「災害時相互応援に関する覚書」を締結しました。

ティマル市と恵庭市の国を越えた人の往来は、平成 27 年(2015)6 月末現在、恵庭市からティマル市に延べ 162 名(内、学生 42 名)を数え、ティマル市からは延べ 143 名(内、学生 78 名)が恵庭市を訪れています。それぞれの歴史や文化、その地域の自然や市民生活に触れることで相互理解が深まっています。加えて、両市の図書館間で絵本などの図書交流が行われるなど、活動の広がりを見せており、今後も、これまでの活動の経過を活かし、裾の広い交流活動を促進していくことが望まれています。

平成 22 年(2010)に新千歳空港国際線ターミナルが新設された後、新千歳空港の国際線乗降客数及び国際貨物取扱いは急激な勢いで伸びています。新千歳空港と札幌の間に所在する恵庭市は、海外からのビジネス投資等海外とのビジネス交流の可能性を秘めています。平成 27 年(2015)12 月台湾で開催された「海外投資セミナー in 台湾」(北海道主催)で、市長によるトップセールスを行い、台湾企業から関心を得るとともに、現地自治体や支援機関等とのネットワークが形成されました。平成 28 年(2016)3 月に市内台湾資本企業の助力もあり「恵庭日台親善協会」が設立しました。今後、台湾との民間レベルによる経済交流、さらに文化やスポーツの交流が活発化することが期待されています。

その他、地域における海外との身近な交流として、留学生・研修生との交流がありますが、市民にとって外国人との交流は、それぞれの国や地域の生活や文化を知り相互理解を深めるうえで極めて貴重な機会です。

【課題】

- 交流目的の明確化
- 交流のルールづくり(姉妹・友好都市提携を含む)
- 行政の推進体制の整備

(3)外国人住民の増加とその対応

平成 24 年(2012)に住民基本台帳法の改正を受けて、外国人登録制度が廃止され、外国人も住民基本台帳の適用対象となり、その存在がより身近なものとなりました。

現在、恵庭市の外国人登録者数は、平成 28 年(2015)3 月末現在 243 人を数え、「恵庭市国際化の指針」が策定された平成 18 年(2006)の 176 人と比較すると、各年増減はあるものの、恵庭市の総人口に占める割合は、0.3%前後と大きな数字とはなっておりません。

国籍別で見ると、中国籍の割合が最も高く、これは、平成 11 年(1999)4 月に北海道文教大学の開学に伴って、中国籍の留学生を順調に受入れていることが主な理由であると考えられます。次に、韓国・朝鮮、フィリピンと続き、近年では台湾、ネパールからの転入者が増える傾向にあります。また、本市の工業団地には大手食品製造工場が多く集積している関係から、様々な国籍を持つ人が就労機会を求め暮らしています。

このような中、既在住外国人については、日本のことばや文化を理解している人が多く生活面での問題は少ないと思われませんが、在住期間が短い外国人にとって、一般的にはことばの問題が大きく、特に、教育、医療、福祉、防災など生活に直接関わる事柄についての不安が大きいと思われます。日常生活に関わる情報をどのように提供し生活の支援をしていくか、また、地域住民と外国人とがお互いの文化や生活習慣を理解しあうためのコミュニケーション機会の設定や外国人に対する相談体制の整備が課題となっています。

◇外国人住民の年度別推移（各3月末時点）

年	総人口	外国人	割合(%)
18	67,594	176	0.26
19	67,969	221	0.33
20	68,469	213	0.31
21	68,483	214	0.31
22	68,571	233	0.34
23	68,853	231	0.34
24	68,754	249	0.36
25	68,797	220	0.32
26	68,751	235	0.34
27	68,898	207	0.30
28	68,934	243	0.35

◇主な国籍別外国住民数（平成28年3月末現在）

国 籍	人 数
中国	102
韓国・朝鮮	50
フィリピン	30
ネパール	11
台湾	7
アメリカ	6
ベトナム	7
ミャンマー	6
その他	24
合計	243

【課題】

- ・ 行政サービスを始め様々な情報を多言語により提供
- ・ 公共施設等の標識・案内板の多言語表示
- ・ 市民と外国人のコミュニケーションの機会の設定
- ・ 外国人に対する相談体制の整備

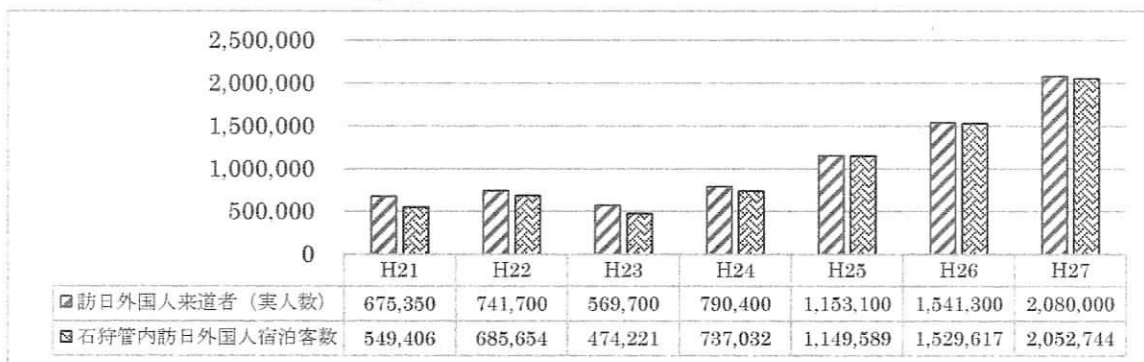
(4)訪日外国人旅行者来道者数の増加と国際展開による経済振興

訪日外国人来道者数（北海道経済部観光局発表）は平成 24 年度以降、急激な勢いで増加しております。「北海道外国人観光客来訪促進計画」（平成 25～29 年度）では平成 29 年度までの外国人観光客数の目標値を 120 万人としていたのを、平成 26 年度に 150 万人を越えたことから、2 倍の 240 万人以上と計画変更をしました。このような訪日外国人旅行者数の著しい増加は、国際定期便の新規就航や増便、大型外国籍クルーズ船の就航、免税制度の拡充、入管手続きの緩和等に起因するものとされており、世界情勢の経済的・社会的大きな事件や混乱が発生しなければ、2020 年までは継続して増加すると予想されています。

このような中、訪日外国人の恵庭市への入込客数は未調査のため正確に把握されておりませんが、近年、市内の民間観光施設に立ち寄る外国人観光客が増えているものと推測されます。観光が新たな地域経済の活性化策として注目が集まる中、さらに多くの外国人観光客を恵庭市に迎え入れるため「恵庭市観光振興計画」とも連携し、外国人観光客の誘客が重要となってきます。

また、新千歳国際空港と道都札幌市の間に所在する恵庭市は、海外からのビジネス投資等のポテンシャルも高く、平成 27 年度北海道の「海外投資促進事業」のモデル地域として選ばれました。今後、アジアのなかにおける恵庭として知名度があがることが期待されます。

訪日外国人来道者(実人数)推移



恵庭市訪日外国人宿泊客数の推移

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
40	41	78	60	70	85	170

出展：北海道経済部観光局「北海道観光入込客数調査報告書」
北海道石狩振興局産業振興部「石狩管内観光入込客数調査報告書」

【課題】

- ・観光パンフレットの多言語化
- ・観光施設等の標識・案内板の多言語表示
- ・観光施設等での外国語対応等、海外観光客受け入れ体制の整備
- ・外国語ボランティア通訳者等の確保と育成

3.国際化推進の基本的な考え方

経済・社会・文化・スポーツなどが国を越え自由に交流しあう時代にあつて、生活習慣や文化的背景の異なった多くの人たちが日本を訪れ、地域においても住民の一員として暮らすようになってきています。このような中、市民一人ひとりが国際社会の一員であることの認識を持ち、国際化に対応した地域づくりが求められています。

国際化の推進にあたっては、地域における様々な国際交流活動、国際化への取り組みを通して、市民の異文化理解と国際感覚の醸成を図るとともに、海外との経済交流活動など多様な活動を進めます。特に、次世代を担う子どもが、グローバル化する社会に適応できる国際感覚と国際的な意識を持てる人づくりを進めます。

さらに、広く、多様な交流を通して世界に開かれた地域づくりと、市民はもとより地域で暮らす外国人にとっても住みよい恵庭市を目指して、行政、市民、企業、国際交流団体がそれぞれの役割を担い、相互協力と連携を図りながら、次の4つの視点(基本目標)を持って国際化を推進していきます。

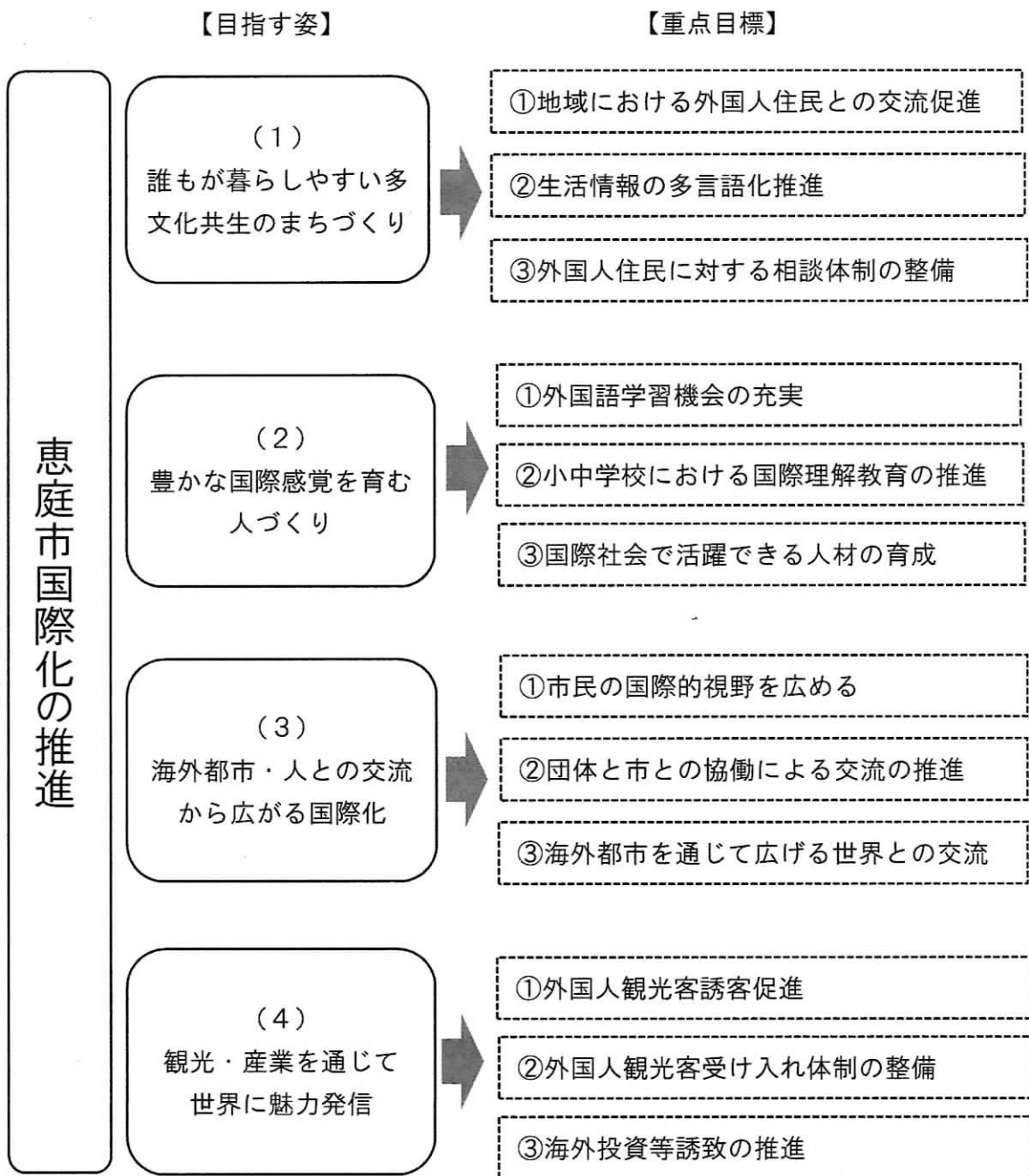
国際化に向けた4つの視点

目指す姿 1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

目指す姿 2 豊かな国際感覚を育む人づくり

目指す姿 3 海外都市・人との交流から広がる国際化

目指す姿 4 観光・産業を通じて世界に魅力発信



目指す姿 1:誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

⇒重点目標 ① 地域における外国人住民との交流促進

外国人住民が日本の文化や生活習慣を理解し、地域住民との相互理解を深めながら生活していくための環境づくりが必要です。また、外国人住民も地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推し進めるため、国籍や民族の垣根を越え、文化や生活習慣の違いを理解し、日頃よりコミュニケーションをとりあうことが大切です。

【主な取り組み】

- お互いの文化や生活習慣を理解するための学習や交流機会の設置。
- 新たに日本で生活することになった留学生などの外国人住民が地域に溶け込むため、日本の生活習慣や文化についての学習機会の提供や各種行事への参加案内など、地域へ溶け込むための取り組み。
- 災害や緊急時においては外国人住民を「災害時要援護者」としないため、日頃から町内会、ボランティア、行政が連携し、地域が一体となって外国人が安心して暮らしていけるまちづくりの推進。
- 市内で開催されるスポーツ・文化・芸術等の行事への参加促進。

⇒重点目標 ② 生活情報の多言語化推進

外国人住民や世界から訪れる人々が、安全で安心して滞在又は生活するためには、様々な情報を外国人に理解できる形で提供していくことが必要です。

【主な取り組み】

- インターネットをはじめ様々な媒体を通じて、恵庭市の自然、観光、経済、文化、生活、国際交流活動などの多言語による情報発信。
- 地域での生活の利便性を図るため、行政サービス・医療機関・市内主要施設などを多言語で表記した生活ガイドブックや観光マップ、案内標識の整備。

⇒重点目標 ③ 外国人住民に対する相談体制の整備

在住外国人・留学生から旅行やビジネスなど一時的に訪れる外国人までが気軽に相談することができ、また地域の情報を収集することができる場が必要です。

【主な取り組み】

- 国際交流団体等と行政が連携を図り、子育てや災害緊急時の対応など多様なニーズに対応できる相談体制の整備やインフォメーションセンター等の設置。
- 多言語対応可能者の連絡体制の整備。

目指す姿 2:豊かな国際感覚を育む人づくり

⇒重点目標 ① 外国語学習機会の充実

外国語によるコミュニケーション能力は、国際交流の可能性を大きく広げるツールとなります。また、外国語学習の機会が充実することにより、異なる国や文化の人々と臆せずコミュニケーションを図ろうとする気持ちや、文化的・社会的背景の異なる相手の意図や考えに対し理解を深められることが期待できます。

【主な取り組み】

- ALTや民間の人材を活用し、市民向け外国語講座等の事業の推進。
- 次世代を担う子どもたちの語学能力とコミュニケーション能力向上事業の推進。

⇒重点目標 ② 小中学校における国際理解教育の推進

次世代を担う子どもたちが、グローバル化する社会に適応できる語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、外国の歴史や文化、生活習慣等についての正しい理解と認識を深めるための教育が重要です。

【主な取り組み】

- イングリッシュ・キャンプや異文化理解等の学習活動を推進。
- 海外との学校との交流活動を促進。
- ALTの配置。

⇒重点目標 ③ 国際社会で活躍できる人材の育成

人、物、情報のグローバル化が進むなかで、国際社会の一員として共に生き活躍できる人づくりが、今後ますます重要となります。国際交流・国際協力に関心を持ち、様々な活動に参加することにより、国際理解を深め、グローバル人材として必要な「異文化適応力」「コミュニケーション能力」「課題解決力」を身につけていくことが期待されます。

【主な取り組み】

- 国際理解、国際感覚の醸成を促進するセミナー・ワークショップなどの開催。
- 国際交流プログラム（留学・ホームステイ等）への取り組みを促進。

目指す姿 3: 海外都市・人との交流から広がる国際化

⇒重点目標 ① 市民の国際的視野を広める

海外との交流は、多様な交流を通して、地域振興へとつなげていくことが期待されます。特に、海外都市との交流では、相互の異なった歴史や文化、その地域の自然や市民生活に触れることにより相互理解と国際的な視野を広げ、暮らしに対する新たな発見や経済交流などに繋げていくことが期待されます。

【主な取り組み】

- 中国・貴陽市、ニュージーランド・ティマル市とは、これまでの交流経過を尊重し、引き続き交流を促進すると共に、それぞれの市民生活の豊かさや地域経済活性化に繋がる国際交流の実施。
- イベント会場等で姉妹都市・友好都市等を紹介。

⇒重点目標 ② 団体と市との協働による交流の推進

海外都市・人との交流を推進するためには、特定の市民同士によるものではなく、多くの市民に交流の輪を広げることで、地域に根付き、息の長い交流をすることが可能となります。そのためには、中心的に交流を進める団体と行政とが協働で取り組み、より多くの市民に交流に参加してもらうような仕組みづくりが重要です。

【主な取り組み】

- 留学生・ホームステイの派遣・受け入れ事業の促進。
- 海外都市との交流事業等に関する情報共有。

⇒重点目標 ③ 海外都市を通じて広げる世界との交流

海外の姉妹・友好都市交流は、その都市をゲートウェイとし、相手国での交流地域等を広げ、新たな分野の交流へ繋げていくことが期待されます。

【主な取り組み】

- 交流先の都市だけではなく、お互いの社会情勢や文化等への理解を深化させるために、双方の大使館・領事館等を活用した事業等を推進。

目指す姿 4: 観光・産業を通じて世界に魅力を発信

⇒重点目標 ① 外国人観光客誘客促進

平成 24 年（2012）以降、北海道への訪日外国観光客数が伸びてきております。さらに、その 9 割以上が石狩地域に滞在をしています。今後、新千歳空港と札幌の間に位置しているという好条件を活かし、来道する訪日外国観光客を恵庭市にも立ち寄ってもらう仕組みづくりが重要となります。

【主な取り組み】

- 海外向け P R 活動の推進。
- 外国人観光客の視点にたった魅力情報発信パンフレット等の作成。

⇒重点目標 ② 外国人観光客受け入れ体制の整備

外国人観光客が快適に安心して何度でも訪れたいと思ってもらえる魅力ある地域づくりが、今後の恵庭市への外国人観光客誘客促進には重要となってきます。そのためには、外国人観光客をあたたかく迎え、コミュニケーションに関する障害を緩和できる仕組みづくりが大切です。

【主な取り組み】

- 案内板、ホームページ、観光パンフレット、観光ガイドなどの外国語対応の充実。
- 外国人接客研修等の開催、国際観光通訳ボランティア等の育成。
- 外国人観光客への対応マニュアルや会話ツール等の活用促進。

⇒重点目標 ③ 海外投資等誘致の推進

海外から恵庭市のまちづくりと調和する投資を呼び込むことにより、新たな人材やノウハウさらに資金等の導入により地域活性化を図ることが期待されます。北海道や民間団体等と連携をし、海外投資等の誘致を推進していくことが重要です。

【主な取り組み】

- 北海道と連携した海外との経済交流による、「恵庭」のナショナル・ブランドからワールド・ブランドへの知名度向上。
- 海外企業等のニーズに対し、早急かつ的確に対応できる体制づくり。

恵庭市国際化の指針

発行 平成 18 年 12 月
【改訂版】平成 29 年 月
編集 恵庭市企画振興部企画・広報課
〒061-1498
恵庭市京町 1 番地
Tel 0123-33-3131
Fax 0123-33-3137

